

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成22年神奈川県規則第20号）第1条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。

2 法人は、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に努めるとともに、業務運営における公正性及び透明性の確保に努める。

第2章 産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務

(研究及び開発等)

第3条 法人は、産業技術その他の科学技術に関する研究、開発等（以下「研究開発等」という。）を実施する。

2 法人は、研究開発等の実施に当たっては、必要に応じて外部機関からの資金の活用を図るものとする。

3 法人は、他の者と共同して行う研究開発等（以下「共同研究」という。）を実施する。

4 法人は、共同研究を行うときは、その相手方と書面により契約を締結するものとする。

5 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共同研究の目的及び期間
- (2) 共同研究の概要
- (3) 共同研究に要する経費
- (4) 知的財産権の取扱
- (5) その他必要な事項

第3章 研究開発等の成果の普及及び活用の促進

(成果の普及及び活用の促進)

第4条 法人は、研究開発等の成果の普及及び活用の促進を図る。

- 2 法人は、前項の成果の普及及び活用の促進に当たっては、必要に応じて外部の支援機関や専門家を活用する。
- 3 法人は、第1項の研究開発等の活用の促進に当たっては、適正な対価を徴収することができる。

第4章 産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成

(技術相談)

第5条 法人は、産業技術その他の科学技術に関する相談を実施する。

- 2 法人は、来所相談、電話相談のほか、電子媒体を活用した相談、現地相談を実施する。
- 3 法人は、第1項の相談の実施に当たっては、必要に応じて外部の支援機関や専門家を活用する。
- 4 法人は、第1項の相談を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

(試験計測)

第6条 法人は、依頼に応じて、産業技術その他の科学技術に関する試験計測（以下「試験計測」という。）を実施する。

- 2 法人は、試験計測を実施するときは、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 試験計測の実施可否等の基準
 - (2) 試験計測に要する経費の算定基準
 - (3) 試験計測に関する申請等の手続
 - (4) その他必要な事項
- 3 法人は、試験計測を実施するときは、適正な対価を徴収するものとする。

(技術開発の受託)

第7条 法人は、産業技術その他の科学技術に関する技術開発（以下「技術開発」という。）を受託する。

- 2 法人は、技術開発を受託するときは、委託者との間に書面により契約を締結するものとする。
- 3 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 技術開発の目的及び期間
 - (2) 技術開発の概要
 - (3) 技術開発の実施に要する経費
 - (4) 知的財産権の取扱
 - (5) その他必要な事項
- 4 法人は、技術開発を受託するときは、適正な対価を徴収するものとする。

(知的財産権の実施の許諾、譲渡等)

第8条 法人は、研究及び開発等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等

により、研究成果の実用化及び普及を効果的に推進する。

2 法人は、前項の業務を実施するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない

- (1) 知的財産権の実施を許諾するための基準
- (2) 知的財産権の譲渡をするための基準
- (3) その他必要な事項

3 法人は、第1項の業務を実施するときは、適正な対価の支払を受けることができる。

(人材育成)

第9条 法人は、産業技術その他の科学技術に関する人材育成を実施する。

2 法人は、前項の人材育成を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第5章 出資等

(出資並びに人的及び技術的支援)

第10条 法人は、法人の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発の成果に係る成果活用事業者に対する出資、人的及び技術的支援等に関する業務を実施する。

2 法人は、前項の出資に係る業務の実施に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 外部有識者からなる委員会の設置、審議等に関する事項
- (2) 出資業務に係る管理者、担当部署等の設置に関する事項
- (3) 出資先の選定に係る審査項目、出資先との契約手続等に関する事項
- (4) 出資後の状況把握、所有株式等の譲渡等の対応に関する事項
- (5) 利益相反マネジメント体制の整備に関する事項
- (6) その他必要な事項

第6章 法人の施設及び設備の提供

(施設及び設備の提供)

第11条 法人は、法人以外の者の申し込みに応じて施設及び設備を提供するものとする。

2 法人は、前項の規定により施設及び設備を利用させる場合には、適正な対価を徴収するものとする。

第7章 附帯業務

(附帯業務)

第12条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務として、施設及び設備の安全管理、維持管理等を実施する。

第8章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第 13 条 法人は、その業務の一部を委託することが効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第 14 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に書面により業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託の目的及び期間
- (2) 委託の概要
- (3) 委託に要する経費
- (4) その他必要な事項

第9章 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(契約の方法)

第 15 条 法人が行う売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の方法によるものとする。

第 10 章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第 16 条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第 17 条 法人は、法人の基本理念を策定するものとする。

2 法人は、全ての役員及び法人に雇用される全ての者の倫理保持を図るための規程及び行動指針を定めなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第18条 法人は、役員が法第19条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、設立団体の長の承認によって、賠償責任額から設立団体の長が承認する額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第 19 条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関し所要の規程等を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 役職員間及び部門間等の連絡調整や情報共有など、幅広く意見交換等を行うための会議の設置

(中期計画等の策定に関する事項)

第 20 条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備

(中期計画等の評価に関する事項)

第 21 条 法人は、中期計画等の評価に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- (2) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (3) 自己評価書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第 22 条 法人は、内部統制の推進に関し、所要の規程等を整備するものとし、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制に関する委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 法人における内部統制を推進する組織の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を推進する組織及び、推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制に関する委員会等への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員等との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制を推進する組織におけるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制に関する研修会の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等

(12) 関係各部署の業務手順の作成（標準業務手順、マニュアル整備等）

(リスク評価及び対応に関する事項)

第 23 条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報セキュリティ対策に関する事項)

第24条 法人は、情報セキュリティリスクを業務実施の障害となるリスクのひとつとして認識し、前条により定められたリスクマネジメント規程及び危機管理規程並びにこれらに関連する諸規程に基づき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 情報セキュリティリスクの識別、分析及び評価に関する事項
 - ア 保有する情報資産を明らかにし、リスクを評価する手順の整備
 - イ 情報資産の機密性に応じたアクセス権限を定めるための手順の整備
- (2) 情報システムの整備と利用に関する事項
 - ア 法人の情報化を推進し、業務システムを活用した効率的な業務運営
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に全役職員に伝達され、職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達される内部コミュニケーション手段の構築
 - ウ 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な手順の整備
 - エ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」に準じた個人情報の適切な管理の実施
 - オ 業務変更にともなう情報システムの速やかな改変
- (3) 情報セキュリティ緊急事態への対応に関する事項
 - ア 情報セキュリティリスク顕在時における対応体制及びマニュアルの整備
 - イ 機密情報の漏えい、システム障害などの情報に関する重大な事故及び不法行為などへの対応手順の整備と事業継続計画の策定

(監事及び監事監査に関する事項)

第 25 条 法人は、監事及び監事監査に関し、所要の規程等を整備し、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

- ア 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与
- イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ウ 補助者の独立性に関すること
- エ 組織規程等における権限の明確化
- オ 監事と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- ア 監事監査に関する規程等に基づく監査への協力
- イ 補助者への協力
- ウ 監査結果に対する改善状況の報告
- エ 監査報告の設立団体の長及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な事項

- ア 監事の理事会等重要な会議への出席
- イ 業務執行の意思決定に係る文書及び経費支出の承認プロセスに係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ウ 監事と監査部門等との連携
- エ 役職員等の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- オ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員等の応答義務

(内部監査に関する事項)

第 26 条 法人は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、監査に関する委員会を設置し、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(法人内外からの通報に関する事項)

第 27 条 法人は、内部及び外部からの通報に関し、所要の規程等を整備し、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 通報者の保護
- (3) 通報がコンプライアンスの推進について法人全体を総括する実質的な権限を持つ担当理事及び理事長に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第 28 条 法人は、入札及び契約に関し、所要の規程等を整備するものとし、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

（予算の適正な配分に関する事項）

第 29 条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第 30 条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

（職員等の人事及び懲戒に関する事項）

第 31 条 法人は、職員等の人事管理について、次の各号に掲げる事項が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事異動
- (2) 同一部署に長期在籍する者の存在把握
- (3) 人事管理方針

2 研究所は、職員等の懲戒の基準を示す規程を整備するものとする。

（研究開発業務に関する事項）

第 32 条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 研究評価体制の確立
- (2) 研究予算の配分基準の明確化
- (3) 研究開発業務における不正防止に関する事項
- (4) 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- (5) 研究費の適正管理
- (6) 経費執行の内部けん制
- (7) 論文ねつ造等研究不正の防止
- (8) 研究成果の管理
- (9) 研究開発資金の管理状況把握

第 11 章 雑則

(その他の業務の方法)

第 33 条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 17 条の役員賠償責任については、改正地方独立行政法人法第 20 条の 2（役員等の損害賠償責任）施行以降に施行する。

附 則

この業務方法書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。